

社会保障と税の一体改革



●「社会保障と税の一体改革」について詳しく知りたい方は

政府広報オンライン

検索

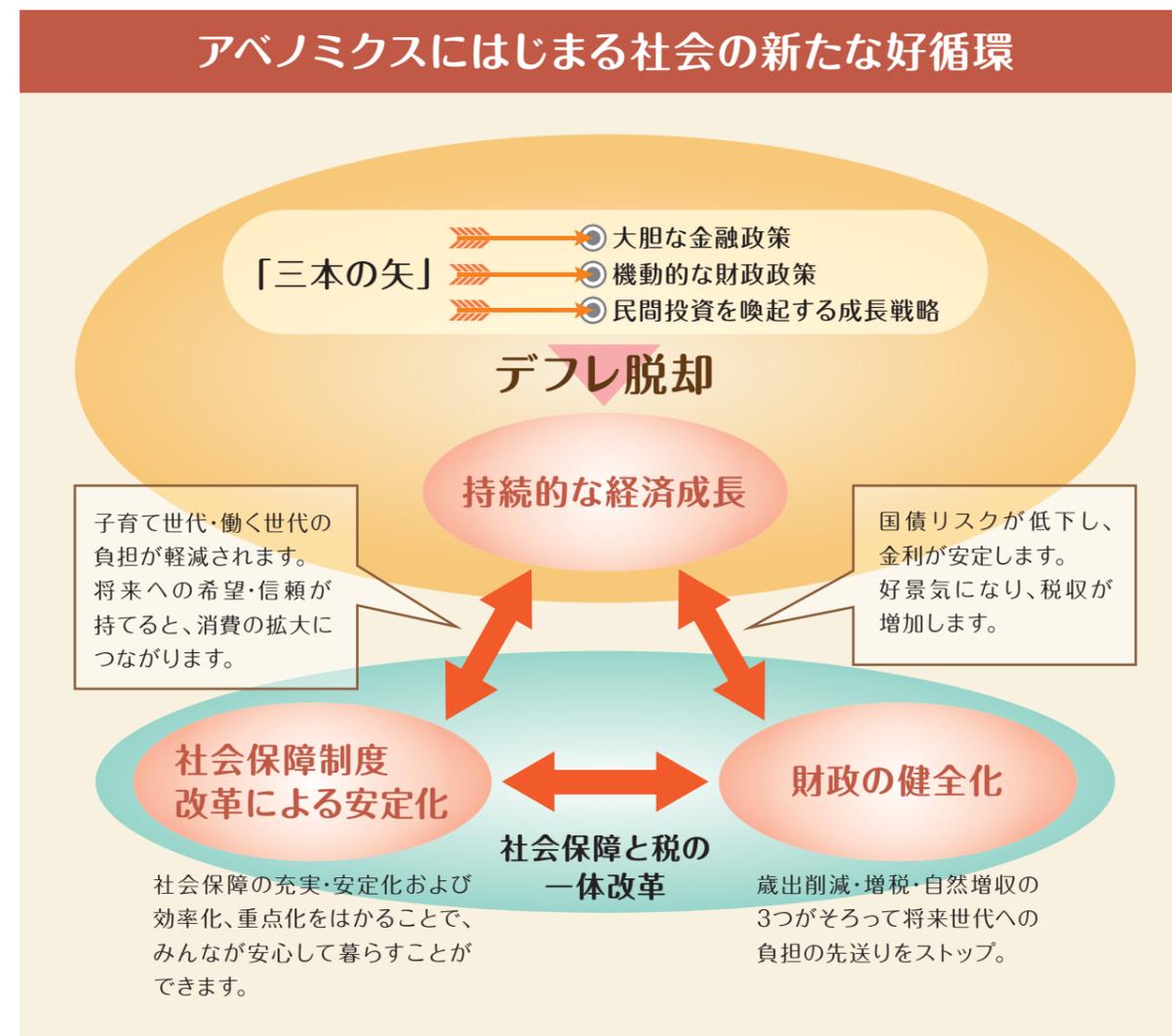
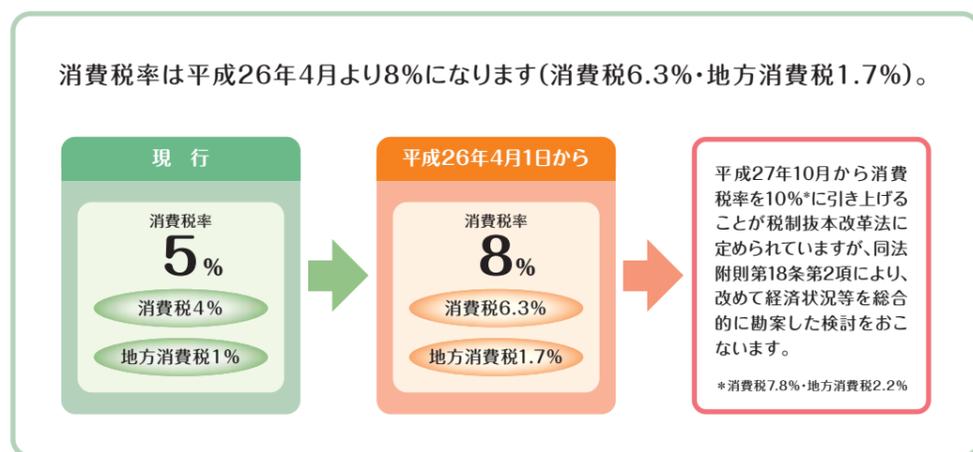


<http://www.gov-online.go.jp>



持続的な経済成長、 社会保障制度の安定化、財政健全化で、 新しいプラスの循環をつくりだします。

「社会保障と税の一体改革」は、社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、だれもが安心して利用できるようにするための改革です。この一体改革をすすめることによって、お年寄りも、子どもも、現役世代も、将来世代も、みんなが安心して生活できる、元気ある社会の流れをつくっていくことができます。



CONTENTS

● 改革の背景／少子高齢化という社会情勢の変化	P3
● 改革の必要性／社会保障費の増加と財政状況	P5
● 改革の趣旨／「社会保障と税の一体改革」とは	P7
● 全世代型の社会保障制度へ①<子ども・子育て>	P9
● 全世代型の社会保障制度へ②<医療・介護>	P11
● 全世代型の社会保障制度へ③<年金>	P14
● 消費税率の引上げと経済成長の両立のために	P15
● 消費税を適正に価格に転嫁するために	P19
● 「社会保障と税の一体改革」に関するQ&A	P21



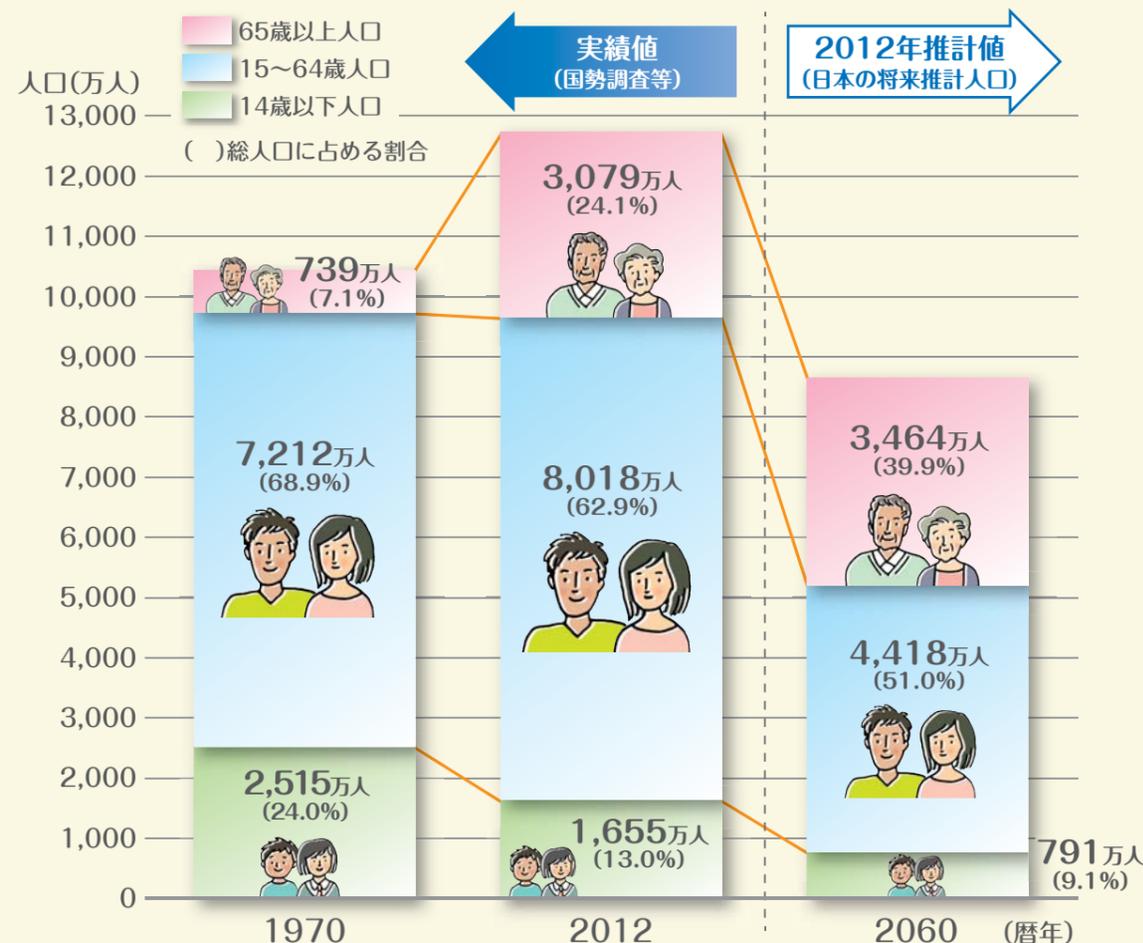
改革の背景 少子高齢化と いう社会情勢の変化

社会保障は、医療、介護、年金、子育てなどにかかる費用の負担をみんなで分かち合い、支え合う制度です。この制度の前提となる社会情勢は、現在の社会保障制度がつけられた1970年代と今日では、大きく変わってきています。

急速にすすむ少子高齢化

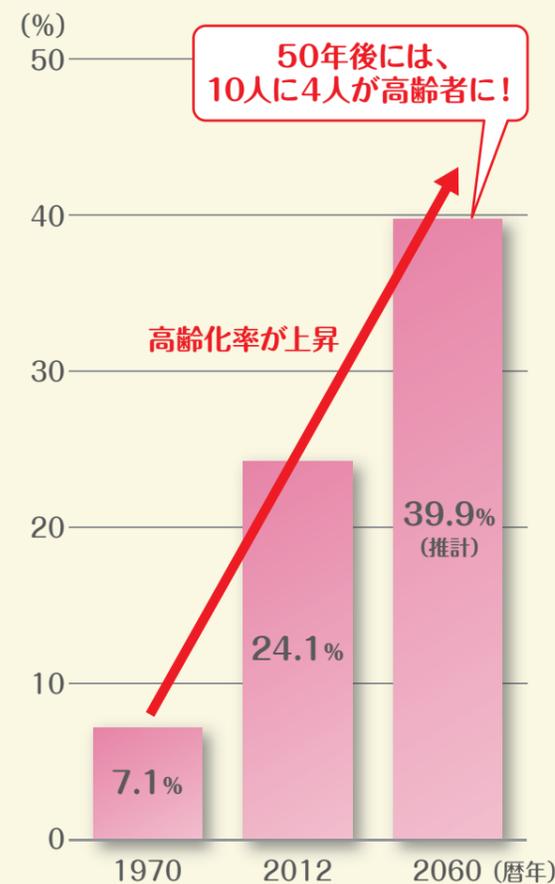
現在の日本では急速な高齢化と少子化が同時にすすんでいます。子どもが少なくなり、高齢者が増加するということは、世の中の経済を支える現役世代(生産年齢人口)の割合が減少するという事です。

日本の人口構成の推移

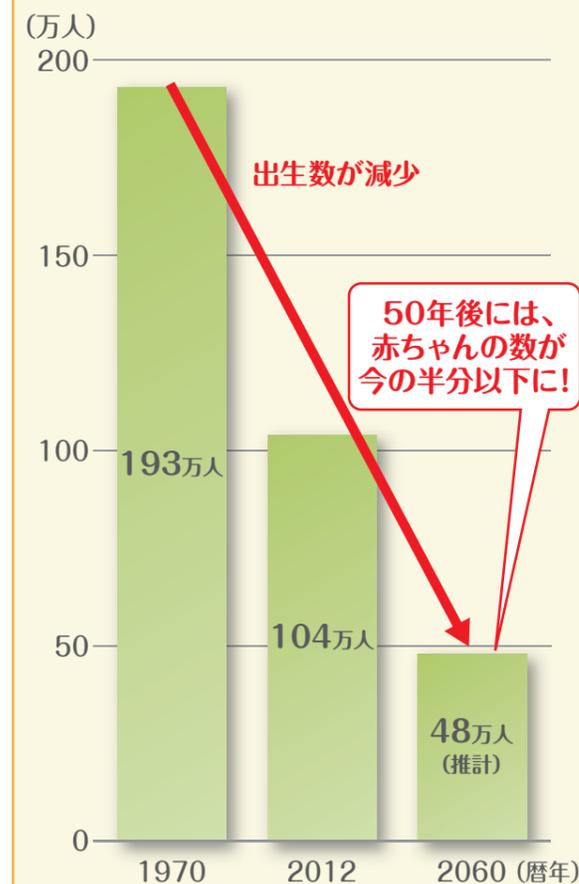


出典/総務省「国勢調査」および「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)、厚生労働省「人口動態統計」

高齢化率(65歳以上の人口割合)



出生数



社会保障を支える、現役世代の減少

2060年には総人口が9,000万人程度となり、高齢化率は40%近くなると予想されます。このまま、高齢化によって急増する社会保障費用を現役世代が支えていくのは限界があります。

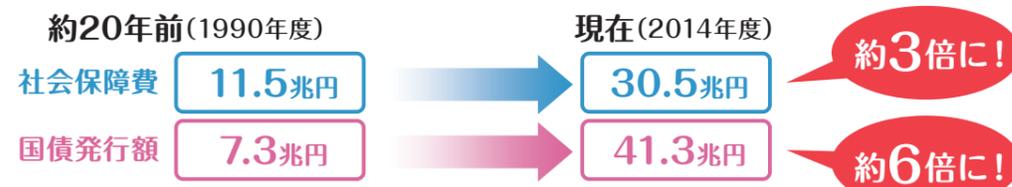
社会情勢の変化に対応した制度の実現と、みんなで支え合う取り組みが必要です



改革の必要性 社会保障費の増加と財政状況

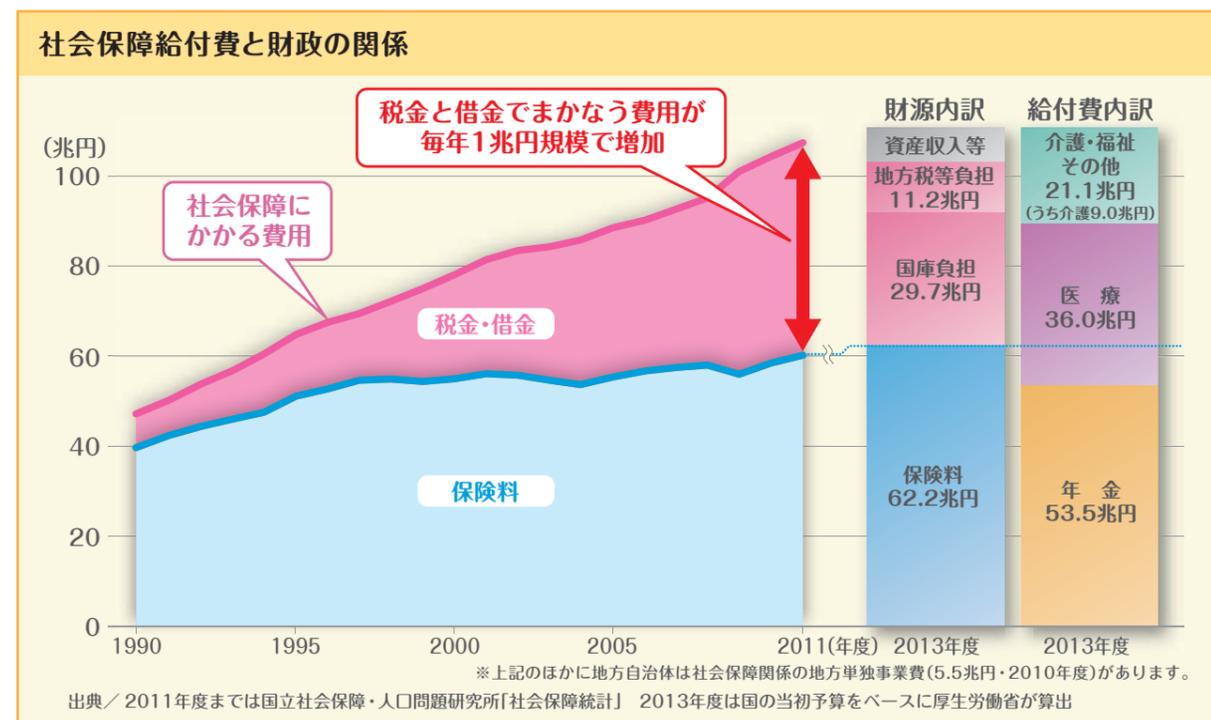
少子高齢化にともない、年金や医療、介護などの社会保障費用は急激に増加し、現在では国の財政の大きな部分を占めています。こうした社会保障に関する国や地方自治体の歳出も毎年急速に伸びています。その一方で、経済の成熟化によって高い経済成長率が望めなくなったことから、税収は歳出に対して大幅に不足しており、現在では国の歳入の約半分を借金(国債の発行)に頼るという厳しい状況になっています。

社会保障費・国債発行額の増大



給付費に対する財源の不足

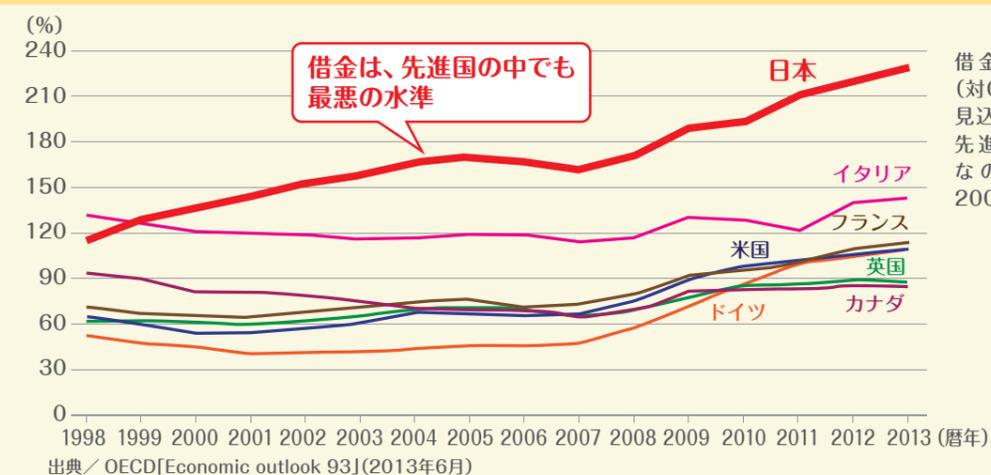
社会保障にかかる費用が急激に増加する中で、社会保険料収入は横ばいで推移しており、税金と借金でまかなう部分が毎年増加しています。



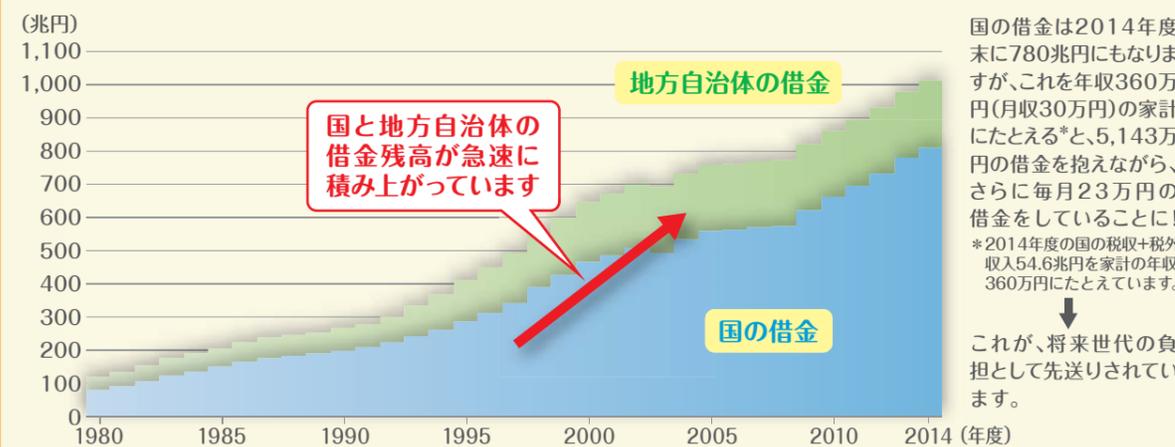
借金(債務残高)の増大

日本の借金は、国際的にも最悪の水準にあります。国も地方自治体も過去にない巨額の借金を抱えているのです。借金は将来世代への負担の先送りです。このままでは将来、社会保障制度を安定的に機能させることができなくなるおそれがあります。

債務残高の国際比



国と地方の債務残高推移



子ども、孫、ひ孫たちの将来世代へ
これ以上、負担の先送りをすることはできません



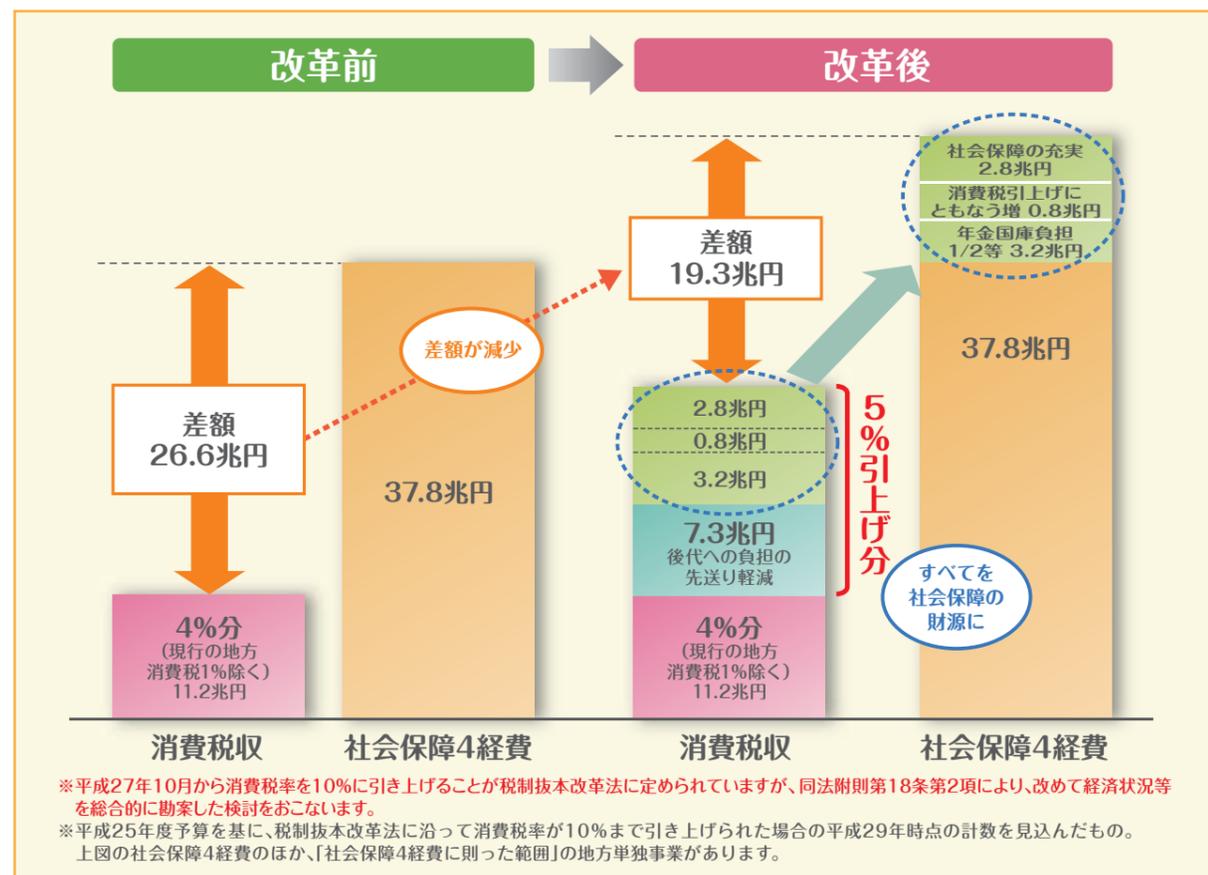
改革の趣旨 「社会保障と 税の一体改革」とは

今回の改革では、消費税率の引上げによる増収分を含む消費税収*のすべてを社会保障の財源とします。財源が安定して確保されることで社会保障を充実・安定化させることができるようになり、また同時に将来世代への負担の先送りを減らしていくこともできるのです。

*国・地方、現行の地方消費税収を除く

消費税率の引上げを柱に「税制抜本改革」を実施

「税制抜本改革」は、社会保障のための安定財源確保と財政健全化を同時に達成するものです。消費税率の引上げによる増収分で、社会保障の充実と安定化をすすめるとともに、国と地方自治体の借金となって蓄積されていた差額も大きく減少させます。



増収分は、社会保障の充実・安定化のための財源に

高齢化がすすんだ社会でも、世代を問わず一人ひとりが安心して暮らせる社会を実現するために、消費税率の引上げで得られた財源で、全世代を対象とする社会保障の充実をはかります。

消費税率の引上げにより、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化するための財源を含めた社会保障の安定財源が確保されます。これによって将来世代への負担の先送りを減らし、ひいては社会保障制度の持続可能性を高めることにつながります。

社会保障の充実の対象分野

すべての世代が安心感と納得感を得られる、全世代型の社会保障制度へ

改革前の消費税(国分)の用途
 高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)

改革後の社会保障の充実
 社会保障4経費(子ども・子育て、医療・介護、年金)

社会保障の充実 2.8兆円程度の内訳
 子ども・子育て → 0.7兆円程度
 医療・介護 → 1.5兆円程度
 年金 → 0.6兆円程度



なぜ、消費税なの?

- 景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定している
- 働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的
- 高い財源調達力がある

社会保障の財源を調達する手段としてふさわしい税金です



全世代型の社会保障 制度へ①

すべての子どもの成長を温かく見守り、支えることができる社会へ

子ども・子育て 0.7兆円程度

主に
地方自治体
が実施

子どもをより生み育てやすい社会、
すべての子どもたちが健やかに成長する社会をめざします。

今回の改革により、消費税が新たに少子化対策の財源として活用されます。

①「子ども・子育て支援新制度」を実施(平成27年4月施行予定*)

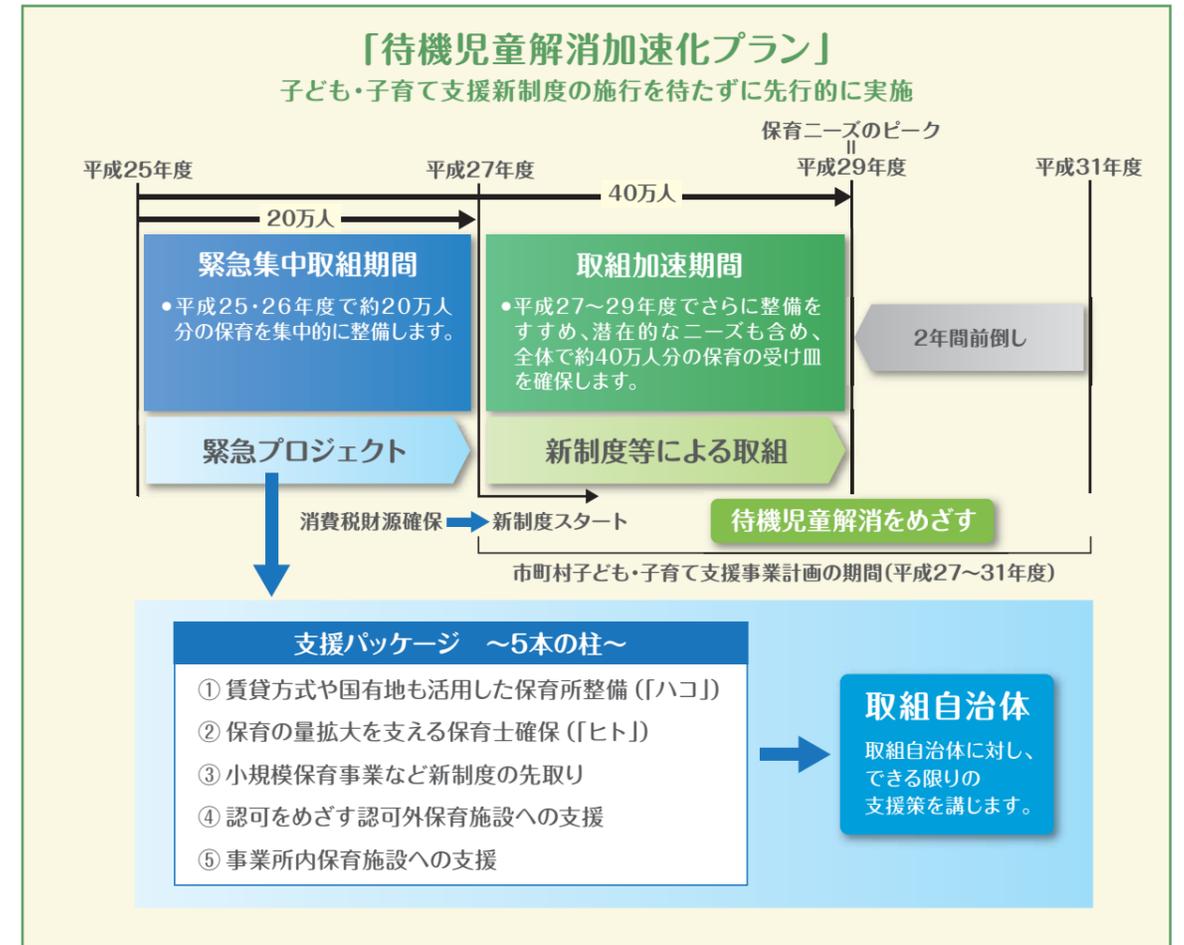
- 幼児教育・保育の質と量を充実**
 - 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ、認定こども園制度の改善、普及を促進
 - 幼稚園や保育所のほか、小規模保育や家庭的保育(保育ママ)などを充実
- 地域のニーズを踏まえた子育て支援の充実**
 - 親子同士の交流や相談などの場(地域子育て支援拠点)、子どもを一時的に預かってもらえる場(一時預かり)、保護者が就労などで昼間家にいない小学生の放課後の遊びや生活の場(放課後児童クラブ)の充実

※平成26年度は新制度の先取りとして、保育緊急確保事業を実施
 *本格施行は平成27年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる財源により行われるが、早ければ平成27年4月に本格施行される予定



②平成29年度末までに待機児童解消をめざす

- 「待機児童解消加速化プラン」の推進
 - 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消をめざす



③社会的養護の充実

- 児童養護施設等の受入児童数を拡大**
 - 保護者のない児童、被虐待児などの増加に対応
- 児童養護施設等における、家庭的で安定した養育環境の推進**



全世代型の社会保障 制度へ②

必要な時に、必要な医療・介護サービスを受けられる社会へ

医療・介護 1.5兆円程度*

主に
地方自治体
が実施

*充実と重点化・効率化を合わせて実施

できるだけ早く社会復帰、在宅復帰ができるように
効率的で質の高い医療を提供します。

①病床の役割の分化・連携強化、在宅医療の推進(平成26年度から実施)

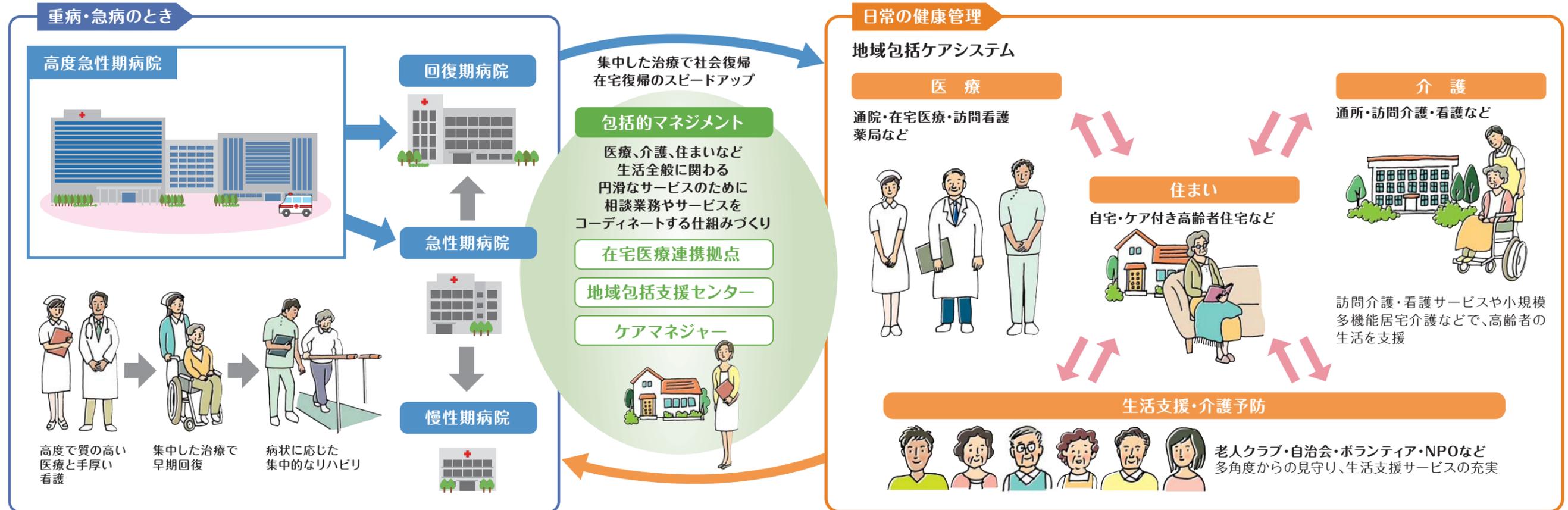
- 高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機関間の連携強化
- 患者さんの状態に応じた適切な医療を提供し、できるだけ早く社会復帰できる体制を整備

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように
医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供します。

②地域包括ケアシステム構築の推進(平成27年度から実施)

- 認知症施策や医療、介護連携を推進
- 介護サービスの効率化および重点化をはかりつつ、必要な介護サービスを確保

改革後の医療・介護サービスの提供体制





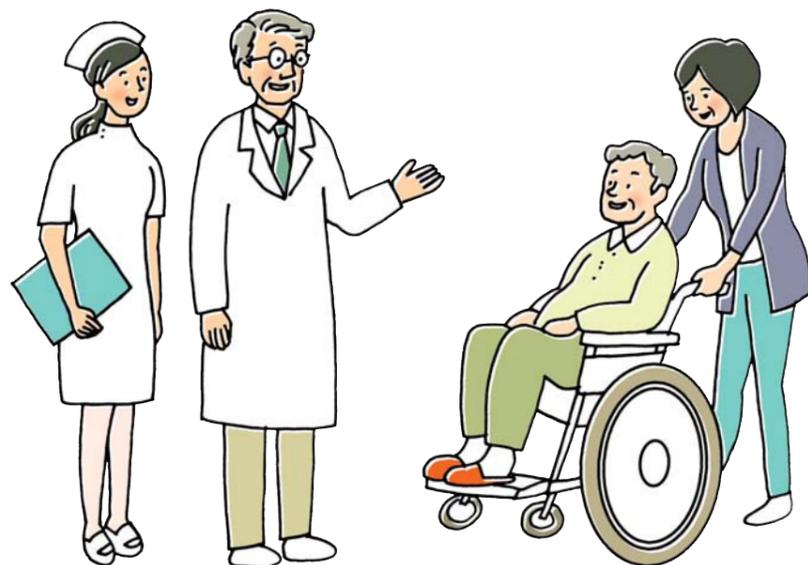
全世代型の 社会保障制度へ②

医療・介護

医療・介護の保険料の負担を見直して、誰もが適切なサービスを受けられる社会をめざします。

③医療・介護の保険料を所得に応じて見直し

- 国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減対象の拡大(平成26年度中に実施)
- 高額療養費制度の負担額について所得に応じて見直しをおこない、中低所得世帯の負担を軽減(平成26年度中に実施)
- 介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の低所得者について、さらに保険料軽減(平成27年度中に実施)
- 短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大(→くわしくはP14)
- 難病および小児慢性特定疾患の医療費助成を公平かつ安定的な制度に(平成26年度中に実施)



全世代型の 社会保障制度へ③

セーフティネット機能を強化して、誰もが安心して暮らせる社会へ

年金 0.6兆円程度

主に 国が実施

社会経済情勢に対応したセーフティネット機能を強化し、長期的な持続可能性を強固にします。

○年金制度の充実

- 遺族基礎年金の支給対象を父子家庭へ拡大(平成26年4月施行)
- 低所得の老齢・障害・遺族基礎年金の受給者に給付金を支給(平成27年10月施行予定*)
- 受給資格期間を25年から10年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける(平成27年10月施行予定*)

*税制抜本改革の施行時期(消費税率10%引上げ時期)に合わせて施行

参考:「社会保障と税の一体改革」におけるその他の主な施策

- ①基礎年金の国庫負担の割合2分の1を恒久化し、安定的な年金制度に(平成26年4月施行)
- ②短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大(平成28年10月施行)
 - ・厚生年金への加入で、基礎年金に加えて厚生年金の受給対象に
 - ・健康保険への加入で傷病手当金、出産手当金も受給対象に
 - ・国民年金・国民健康保険にくらべて本人の保険料負担が軽減



消費税率の引上げと経済成長の 両立のために

<経済政策パッケージ>

経済への配慮

消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「**経済政策パッケージ**」を決定しました。



成長力を底上げするための政策

- ①成長戦略関連施策の当面の実行
「成長戦略の当面の実行方針」に基づき、**成長戦略の実行の加速化と強化**をはかります。
- ②投資減税措置等
「日本再興戦略」に沿って、民間投資を活性化するため、**政策税制を実施**します。
(平年度ベースで**1兆円規模***)

*平成25年度税制改正分を含む

「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

- ①「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の活用
- ②所得拡大促進税制の拡充
- ③復興特別法人税の1年前倒しでの廃止

新たな経済対策の策定

駆け込み需要とその反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、平成26年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る**5兆円規模の新たな経済対策**を策定しました。また、平成26年度においても、引き続き、デフレ脱却・経済再生に向けた様々な措置を講じます。

臨時福祉給付金/ 子育て世帯臨時特例給付金

(→くわしくはP17)

住宅取得等にかかわる給付措置、車体課税の見直し

- ①住宅取得にかかわる措置(→くわしくはP18)
- ②車体課税(自動車取得税・自動車重量税)の見直し

転嫁対策

(→くわしくはP19・P20)

復興の加速等

東日本大震災の被災地の復旧・復興の加速に全力で取り組みます。

消費税率の引上げと経済成長の 両立のために

<臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金・住宅取得対策>

臨時福祉給付金

市町村民税(均等割)が課税されていない方に対し、一人あたり1万円を支給*します。また、老齢基礎年金などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人あたり5千円が加算されます。

*消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に算出

消費税率の引上げにあたっては、所得の低い方々に配慮する観点から、「給付付き税額控除」または「複数税率」の導入が検討課題とされています。「臨時福祉給付金」は、その検討の結果に基づいて導入する施策の実現までの間に暫定的、臨時的措置として実施するものです。



子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当受給者のうち、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方への支給を基本として、対象児童一人あたり1万円を支給します。

*臨時福祉給付金支給対象者および生活保護受給者等は対象児童になりません。

「子育て世帯臨時特例給付金」は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものです。

住宅ローン減税等の拡充

消費税率の引上げにともなう一時の税負担の増加による影響を平準化、緩和する観点から、住宅ローン減税を過去最大規模に拡充するとともに、各種の住宅投資減税(新築・リフォーム)を拡充します。

住宅ローン減税の改正

一般の住宅

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月~3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
平成26年4月~29年12月	4,000万円	1.0%	40万円	400万円

認定住宅(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅)

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月~3月	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
平成26年4月~29年12月	5,000万円	1.0%	50万円	500万円

※平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、一般の住宅(または認定住宅)の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

すまい給付金等の創設

引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅または中古住宅を取得し、自ら居住する方に対して現金給付(すまい給付金)をおこないます。また、被災者については、住まいの復興給付金により支援をおこないます。

すまい給付金の給付額

消費税率8%時(平成26年4月~平成27年9月)

都道府県民税所得割額(収入額の日目安)	給付額
6.89万円以下(425万円以下)	30万円
6.89万円超8.39万円以下(425万円超475万円以下)	20万円
8.39万円超9.38万円以下(475万円超510万円以下)	10万円

注:標準的な世帯(夫婦および中学生以下の子2人)において、夫が住宅取得する場合の夫の収入額の日安。実際の給付額の基準は、都道府県民税の所得割額により設定。

消費税率が10%に引き上げられた場合のすまい給付金については、「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」(平成25年6月26日)を踏まえたものとしてします。

消費税を適正に価格に転嫁するために

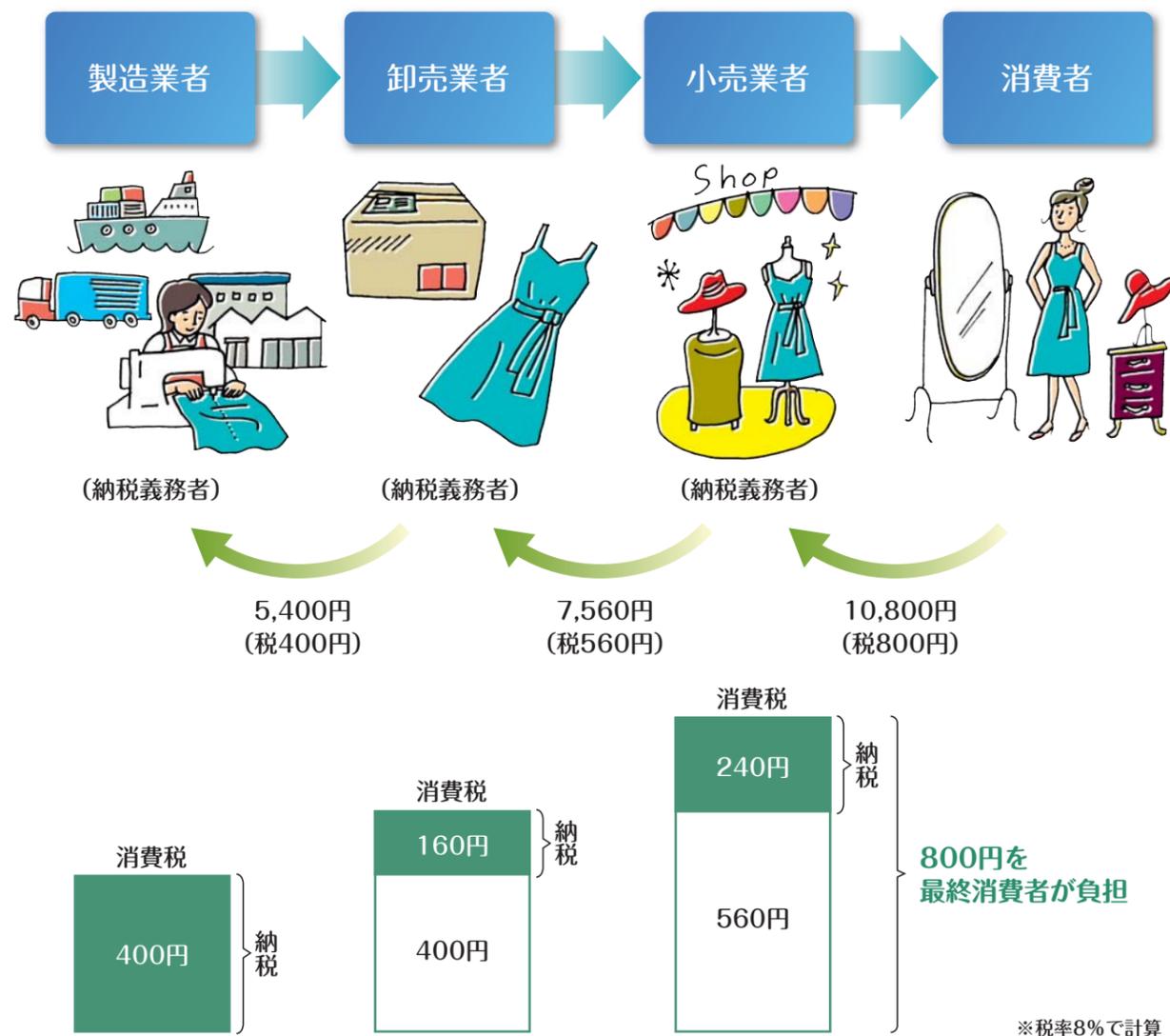


消費税は、消費活動に対して広く公平に負担を求める税金です。納税義務者は事業者となっていますが、事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁されます。そして、最終的には消費者が負担することが予定されています。

国では、事業者の方々が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁対策等に取り組んでいきます。

【消費税の転嫁の仕組み】

消費税は、売上げにかかる消費税額から、仕入れにかかる消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



消費税転嫁対策特別措置法(平成25年10月1日施行)

- 一旦取り決めた対価の減額や買ったときによる消費税の転嫁拒否等の禁止
- 消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
(「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告の禁止)
- 総額表示義務の特例(税込価格と誤認されない表示であれば、税込価格を表示しない表示方法が認められます)
- 転嫁カルテル・表示カルテルの独禁法の適用除外(公取委への事前届出制)

総額表示義務の特例

小売段階での価格表示について、従来は消費税込みの価格を表示することが義務付けられていましたが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間に限り、以下のような税抜価格等による表示が認められることとなりました。

- 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内における表示等により一括して税抜価格であることを明示することも認められます。
※税込価格と税抜価格を合わせて表示することも認められます。

消費税の価格転嫁等のことで困ったら

消費税価格転嫁等総合相談センター

転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談の受付

専用ダイヤル **0570-200-123**

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土日も受付)

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスでご案内しております。

メール
(HP上の専用フォーム)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

※消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

「社会保障と税の 一体改革」に関する

Q & A



Q1 今、なぜ一体改革が必要なんですか？

A 急速な少子高齢化が進む中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を構築し、次世代に安定的に引き渡していくためにも、社会保障の充実・安定化のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を図ることが必要です。

Q2 社会保障制度改革には、具体的にどのようなメリットがあるのですか？

A 例えば、以下のようなメリットがあります。

- ① 待機児童を解消すべく、平成29年度末までに保育の受け皿を約40万人分確保することや、幼児教育、保育の質・量の充実や、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど地域の実情に応じた子育て支援の一層の充実を図ること。
- ② 住み慣れた地域で必要な医療・介護を受け続けられるよう、病院や在宅医療・介護の体制を整備すること。
- ③ 厚生年金・健康保険に加入できる方の範囲を拡大するなど、セーフティネットの強化を行うこと。

Q3 消費税率の引上げ分は、全額、本当に社会保障に使われるのでしょうか？

A 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化の財源となります。税制抜本改革法に沿って消費税率が10%まで引き上げられた場合*、消費税率5%引上げ分のうち、約1%分(2.8兆円程度)は子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実に、残りの約4%分(11.2兆円程度)は社会保障の安定化のための財源となります。これにより、子や孫といった後世代への負担のつけ回しを減らすことにつながります。

*平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、同法附則第18条第2項により、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこないます。

Q4 消費税率が引き上げられた場合、家計や経済に大きな影響を与えることが懸念されますが、どのような対策を講じる予定なのでしょうか？

A 消費税率の引上げにより景気が腰折れしてしまうリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定しました。具体的には、研究開発を促し、設備投資を後押しする政策税制の実施、収益を賃金として従業員に還元する企業への税制上の支援、所得の低い方々や子育て世帯への臨時給付金の支給などを内容とし、平成25年12月には5兆円規模の新たな経済対策を編成しました。また、平成26年度においても、引き続き、デフレ脱却・経済再生に向けた様々な措置を講じます。